

エイワ税理士法人 事務所ニュース

エイワ税理士法人

小諸事務所 長野県小諸市荒町 1-5-7
TEL : 0267-23-1881
FAX : 0267-23-4466
ホームページ <http://www.eiwa-tax.com/>

株式会社英和コンサルティング

小諸本店 長野県小諸市荒町 1-5-7
TEL : 0267-46-8750
FAX : 0267-23-4466
東京事務所 東京都港区西新橋 1-22-14 10F
TEL : 03-6273-3672
FAX : 03-6273-3673
長野事務所 長野市大字南長野西後町 1555
クレスビル 302
TEL : 026-219-3840
FAX : 026-219-3841



【ラ・ヴェリテ】

(作：堀田光彦氏 東御市文化係 地域おこし協力隊)

10月
203

- ・副所長より「コロナ後の経済復活の予想は」…………… P 1
- ・「電子帳簿保存法」改正のポイントは？…………… P 3
- ・年末調整の電子化が進みます…………… P 5
- ・新型コロナ対策資本金劣後ローンについて…………… P 7
- ・新型コロナウイルスに関連して労働者を休業させる場合の留意点… P 8
- ・実質的支配者リストの保管・交付制度が始まります…………… P 10
- ・私の履歴書 ~ その10 ~ …………… P 12
- ・事務所カレンダー・編集後記 …………… P 14



コロナウイルス感染症の緊急事態宣言も解除され、経済の復活に明るい兆しを感じられるようになりました。世界においても概ね終息に向かいつつあり、我が国の経済の復興の鍵となるであろうインバウンドに期待したいところですが、お隣の中国の様子が心配です。恒大集団のデフォルトに端を発する経済不安だけでなく、あらゆる面で、きな臭さが増しています。

我が国のコロナ後の経済復興に中国は期待できるのか、岸田新政権の下、有効な政策が打ち出されるのか考えてみたいと思います。



1. 中国の超富裕層の粛清

中国では 1985 年頃から提唱され実行されてきた「先富論」(先に豊かになれる者たちを富ませ、落伍した者たちを助けること、富裕層が貧困層を援助することを一つの義務にすること)ですが、実際には貧困層に対する援助は行われず、落伍者や後進に対して苦勞を強いる政策となっていました。

中国では最も裕福な上位 20% の人が、最も貧しい下位 20% の 10 倍余りの所得を得ており、この格差は 2015 年以降変化がありません。年間世帯所得が 10 万 ~ 50 万元 (約 169 万 ~ 845 万円) と定義される中間層は 4 億人と、全人口の約 3 分の 1 に相当します。6 億人余りは依然として月収 1,000 元 (約 17,000 円) で生活しています。そのような状況に加え一人っ子政策の影響により、日本の三倍とも言われる急速な少子高齢化が進み、経済発展にも陰りが見え始めました。

その結果、共産党への批判を抑え込むために「虎狩」と称して、ライバルとなる共産党幹部を粛清し、次にアリババに代表される批判的な超富裕層を粛清しました。次は発展の原動力であった海外留学や移民などで、二重生活を続け西側の価値観 (自由や人権など) の輸入につながっていた新華僑が標的となるとの報道もあります。

2. 経済の規制

今年初めから開始された、中国政府の住宅価格高騰の抑制政策の結果、大手デベロッパーの恒大集団と華夏幸福基業が破綻危機に陥り、その影響は中国 4 大銀行の一つ、工商銀行配下の不良債権受け皿会社である華融の信用不安につながり、大手保険会社にまで拡大を始めました。

さらに中国は企業への規制を強化しており、海外からの資金調達にも問題が生じています。「共同富裕」(貧富の格差を縮小して社会全体が豊かになること) のスローガンの下、不動産価格規制と銀行の総量規制、中国恒大による不動産の投げ売りにより、中国全土の不動産価格は、今年の 1 ~ 3 月期に比べ 20% 程度低下しているとも言われており、不動産バブルが支えてきた中国経済を根底から覆すものになりかねないという声も出ています。

ですがこの締付けも「共同富裕」の思想からすれば当然であり、土地成金などの新たな富裕層から富を奪い、安価な不動産を供給するという理念に一致するからです。富裕層から財産を取り上げて配布を行うのは、1950 年の「土地改革法」により地主から土地を取り上げ、農民へ土地配布を行った事により中国共産党の支持率を高め、権力基盤を固めた事を彷彿とさせます。政治が経済を止める事になるのでしょうか？

3. 文化の規制

中国では「教育」と「コンテンツ」の規制が進んでいます。教育の面では現在、中国統一の「国定教科書」とそれに基づくカリキュラム以外の初等教育が禁止され、営利目的の教育事業も禁止されており、外国からのリモート教育なども禁止、外国資本の教育への関与も禁止されています。

「コンテンツ」の面では、ゲームの禁止令により未成年は週末3時間のみしか許されなくなりました。また、ゲーム・映画・書籍に対する検閲も強化されており、「国定教科書」の内容に沿った「正史」以外の内容は禁止、中国の国益にそぐわないもの、民主化の扇動や暴力的なコンテンツも禁止されています。また、タレントもネットタレント“V t u b e r”などに対する監視が強化され、事実上活動できなくなる人も出ました。

そして、国営放送・国営メディアなど「大本営発表」の情報コンテンツのみが許されることになりました。現在のところ、これは中国国内向けのみの規制ですが、中国企業が海外向けに行う活動に関しても、今後規制が入る可能性が高いと言えます。輸出する側にとっても中国という巨大な市場に対応した（中国共産党の指定した価値観・倫理観に対応した）コンテンツの開発が今後は必要になってくるでしょう。

識者の中にはこの経済と文化の規制について「あえて企業を一旦破綻させ公的資金を注入し国有化企業とし、経済と文化を共産党の支配下に置き、中央集権化と共産主義を進める、新たな文化大革命を行うつもりではないか?」と捉え警鐘を鳴らす方もいます。（参考1）



4. 新首相が掲げる「令和の所得倍増計画」

我が国でも中国の「先富論」に似た政策が取られました。アベノミクスの中で用いられた「トリクルダウン方式」です。これは富める者が富めば、貧しい者にも自然に富がこぼれ落ち、経済全体が良くなるという理論でしたが、実際は十分に機能せず企業の金余り問題が生まれ、結果的に失敗でした。（平均給与所得が年間1%程度の増加（国税庁資料より））

そのような状況下で打ち出されたのが岸田総理の「令和の所得倍増計画」です。この骨子は「成長だけでなく分配、特に中間層への支援強化」であり、総裁選前のインタビューでも「令和の所得倍増計画の主役は民間企業、中小零細に適切に分配される事を目指す。中間層へ支援強化し分配に目配せをしなければ、格差が広がり社会不安にも繋がる。」と回答しています。コロナからの回復期である現在、法人に対する増税は見送られるでしょうが、与野党共に賛成している富裕層向けの譲渡所得（金融所得）の20%（所得税15%・住民税5%）増税は実行されそうですので12月の税制改正を注視したいと思います。（と言う事を書いておりましたら、こちら先送りされる発言が岸田総理から10月10日にありました。撤回されない事を祈るばかりです。）

令和元年度の平均給与所得は436万円（国税庁資料より）で、これをそのまま倍にすると872万円になる計算となりますが、現状のままでは実現性は薄いでしょう。デジタル化と科学技術の研究開発推進により、事業の付加価値を上げ、所得の増加を目指す様子です。（参考2）

5. 復活しないインバウンド需要

9月27日、厚生労働省は入国帰国時のワクチンの接種証明書による待機時間の短縮を発表しました。ワクチン接種証明書があれば、入国後3~14日間の待機が免除されるのですが、その中に中国の接種証明書や中国の製薬会社製のワクチンについては記載されていません。つまり中国からの一般旅行客は引き続き長時間の足止めを受けるため、インバウンドが戻るのはまだまだ

だ先になりそうです。また先に記載した文化の規制の面からも中国からの訪日客に制限が掛かる可能性は十分にありそうです。

世界観光機関（UNWTO）は、世界の観光市場が「コロナ前」の水準にまで回復するのは最短で2024年になるとも予測しており、中国からの訪日客だけでなくインバウンドの回復はまだまだ先になりそうです。インバウンドは期待できないとすると、これまでと同様に直接的に国内の需要を促し、消費を掘り下げる工夫や戦略、海外の需要を取り込むといったような工夫が必要でしょう。

参考1：中国の経済実態の各数値と規制内容の部分

ダイヤモンドオンライン（<https://diamond.jp/>）、ロイター通信（<https://jp.reuters.com/>）

Bloomberg（<https://www.bloomberg.co.jp/>）

参考2：ダイヤモンドオンライン「岸田氏インタビュー記事」より



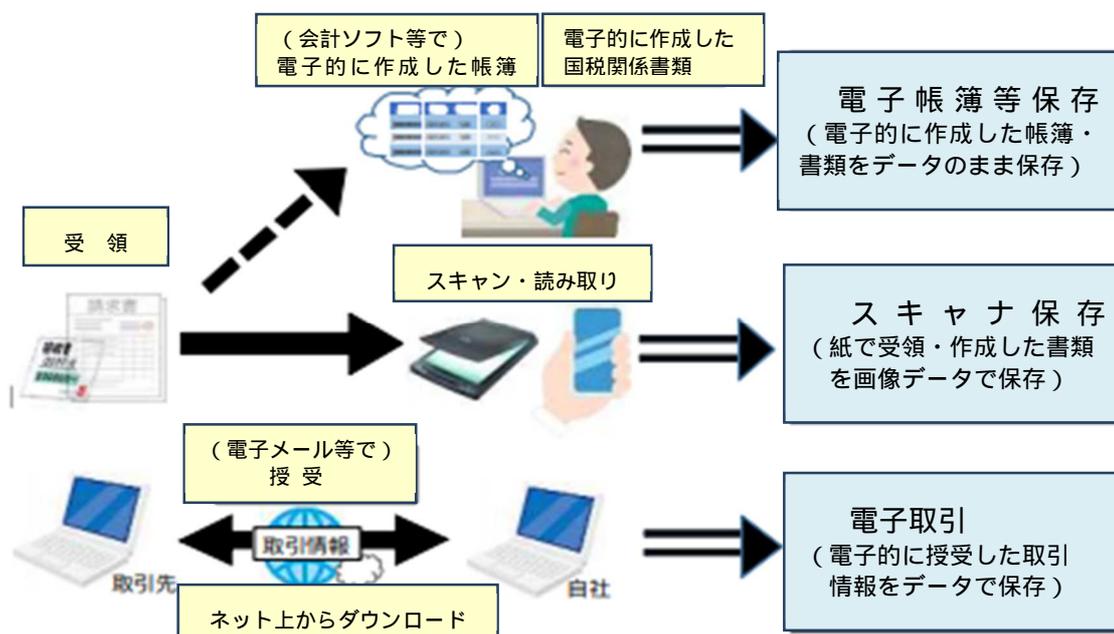
。「電子帳簿保存法」 改正のポイントは？

令和3年度の税制改正により電子帳簿保存法が見直され、さらに利用しやすくなりました。令和4年1月1日の施行日が迫ってきましたので、ここでポイントをまとめてみました。

1. 電子帳簿の3つの区分

電子帳簿法は大きく3つに区分されております。

区 分	概 要
電子帳簿等保存	会計ソフトなどで電子的に作成した帳簿や書類をデータのまま保存
スキャナ保存	受領または作成した紙の書類を画像データ化して保存
電子取引	授受した取引情報のデータをデータで保存



2. 電子帳簿等保存（区分）

電子帳簿等保存に関する改正事項は、主に以下の3つです。

項目	概要
承認制度の廃止	これまで必要だった税務署長への事前承認が不要に
優良な電子帳簿のペナルティ軽減措置	従来とほぼ同様の保存要件を満たしている「優良な電子帳簿」に該当し、かつ、軽減措置の適用を受ける届出書を提出しているときには <ul style="list-style-type: none"> ・過少申告加算税が5%軽減 ・65万円の青色申告特別控除の適用が可能（所得税）
最低限の要件（1）を満たせば電子保存が可能	複式簿記での記録が前提となりますが、最低限の要件を満たすことで電子保存が可能

適用を受けようとする初年度においては、その過少申告加算税の5%軽減や所得税の青色申告特別控除（65万円）の適用を受けようとする課税期間に係る法定申告期限までに届出書を提出する必要があります。

これまで税務署長の承認を受け電子保存していた場合でも、過少申告加算税の5%軽減の適用を受けるためには、新たに届出書の提出が必要です。

（1）最低限の要件とは...？

システムの概要書等の書類の備付け、閲覧用モニター・プリンター等の機器と説明書等の備付け、調査官によるデータのダウンロードの求めに応じること 等

3. スキャナ保存（区分）

スキャナ保存に関する改正事項は、以下の4つです。

項目	概要
承認制度の廃止	これまで必要だった税務署長への事前承認が不要に
要件の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・タイムスタンプの付与期間が最長で約2か月以内に ・受領者等の自書が不要に ・一定のクラウド等（訂正又は削除を行った事実及び内容を確認できるシステム）を利用することでタイムスタンプが不要に ・検索要件の緩和
適正事務処理要件の廃止	相互けん制、定期的な検査及び再発防止策の社内規定整備等の要件が廃止
不正によりペナルティの加重措置	電子保存に関して隠匿・偽装された事実があった場合には、重加算税が10%加重



4. 電子取引（区分）



電子取引に関する改正事項は、以下の3つです。

項目	概要
要件の緩和	・タイムスタンプの付与期間が最長で約2か月以内に ・検索要件の緩和 基準期間の課税売上高が1,000万円以下の場合で一定の要件に該当するときには検索要件が全て不要
書面印刷による代替保存の廃止	所得税及び法人税において電子取引の取引情報を紙に印刷して保存する代替制度が廃止（消費税は引き続き可能）
不正によるペナルティの加重措置	電子保存に関して隠匿、偽装された事実があった場合には、加重算税が10%加重

令和4年1月1日の施行日まで3か月を切りました。財務や経理担当者是对応を検討する必要がありますが、特に電子取引（区分）の「書面印刷による代替保存の廃止」は影響が大きそうです。

電子メールで届いた請求書を印刷・保存していた事業者は来年1月から所得税・法人税において認められなくなり、一定の要件（2）に従ったデータ保存が必要となりますので、お早めのご検討をおすすめ致します。

（2）一定の要件とは...？

- ・データのファイル名に規則性をもって内容表示
- ・索引簿を作成し、索引用を使用し検索できる
- ・「取引の相手先」や「各月」など、任意のフォルダに格納して保存
- ・「正当な理由がない訂正及び削除に関する事務処理の規程」を定めて運用する 等

参考：国税庁HP「電子帳簿保存法が改正されました（令和3年5月）」
（担当：監査部3課）



・年末調整の電子化が進みます

1. 変更点

これまでの年末調整は、保険会社から送られてくる保険料控除証明書等を基に控除額を計算、会社から受領した年末調整関係の用紙に手書きし、保険料控除証明書等を添付し会社に提出する必要がありました。しかし今年からは、保険会社等から保険料控除証明書をデータで取得し、公式アプリストアや国税庁ホームページから「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」（以下、年調ソフト）をダウンロードした上で、そちらに氏名・住所・家族の生年月日等を入力、保険料控除証明書データをインポートし会社へ送信する方法が可能となります。保険料控

除は保険料控除証明書データをインポートすれば自動で計算し入力されます。そのため、保険料控除証明書が届かなかつたり、紛失や記入ミス、計算ミスといったことが無くなり、会社の担当者も控除額の検算や証明書のチェックは不要となります。また、データのまま保存しておくことができるので、書類の劣化や保管場所の確保も不要になります。

年調ソフトの配布はすでに始まっており、国税庁ホームページの「年末調整手続の電子化に向けた取組について」(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm>) からダウンロードすることができます。



2. 保険料控除証明書データの取得方法

保険料控除証明書をデータで取得するためには、以下の2つの方法があります。

取得方法	メリット	デメリット
マイナンバーカードを利用して控除証明書等のデータを一括取得する方法	<ul style="list-style-type: none"> 複数の保険会社等の情報を一括取得自動計算 保険会社等との連携設定を行えば翌年以降設定不要 	マイナポータル、民間送達サービスの開設などの事前準備が必要
保険会社等のお客様ページからダウンロードする方法	マイナンバーカードを持っていない従業員でも取得が可能	<ul style="list-style-type: none"> 複数の保険会社等に毎年アクセスが必要 ダウンロード後、年調ソフトへのアップロードが必要

3. マイナポータル連携の手順

手順1	マイナンバーカードを取得します（申請から1ヶ月程度かかります）
手順2	<p>「マイナポータルサービストップ」にアクセスし、案内に従ってマイナポータルの利用者登録をします</p> <p>マイナンバーカードの読み取りには、ICカードリーダーまたは対応スマートフォンが必要となります</p>
手順3	<p>マイナポータルの「もっとつながる」で以下のサービスとつながる設定をします</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険料控除証明書、年末残高証明書：「e-私書箱」又は「My post」 どちらのサービスと連携する必要があるかは保険会社によって異なりますので、以下で確認してください (https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/list.htm) 住宅ローン控除証明書：「e-Tax」 以下に記載してある方法で設定してください。 (https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/myna_etax.pdf)
手順4	手順3でマイナポータルと連携したサービスと保険会社等の連携設定を行います

4. 給与システムの改修等

現在使用している給与システムに、保険料控除証明書のデータや年調ソフトで作成された申告書データを読み込む機能があるか、又はこれから搭載するかの確認が必要となります。例え

ば、TKCの給与システムであるPXシリーズでは、「PXまいポータル」で保険料控除証明書のデータを読み機能が搭載されることと、従業員がソフトに給与システムと紐付けるキーとなる社員番号を確実に入力する必要がある、ミスのない年末調整処理を実現する観点からは懸念があるため、年調ソフトで作成された申告書データを読み込む機能を搭載する予定はないとのことです。また、令和3年分年末調整に対応したPXシリーズの年末調整関連システムは、令和3年11月上旬の提供予定となっております。

自社で開発した給与システム等から「マイナポータル等連携機能」に接続することを希望する場合は、国税庁に仕様公開請求を行うことができます。詳しくは、[国税庁ホームページ「マイナポータルを活用した年末調整及び所得税確定申告のよくある質問」](#)の「1.会計ソフト等開発者向けよくある質問」をご参照ください。

参照：国税庁「年末調整手続の電子化に関するパンフレットについて」

(https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho_pamph.htm)

(担当：監査部3課)



・新型コロナ対策資本金性劣後ローンについて

8月号事務所ニュース、所長の記事「アフターコロナに向けて」にて、コロナ不況業種が検討すべき課題として、いくつかの金融支援策が紹介されており、その中の一つとして「資本金性借入金」についても触れられていました。今回は約1年前から開始され、従来の「資本金性借入金」に比べ、利便性が向上した日本政策金融公庫（国民生活事業）の「新型コロナ対策資本金性劣後ローン」（以下「コロナ資本金性ローン」）について概要を紹介したいと思います。

1. コロナ資本金性ローンの主な特徴

対象者	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた法人又は個人企業の方で次のいずれかに該当する方</p> <p>スタートアップ企業（中小企業基盤整備機構が出資する投資ファンドから出資を受けた企業等）</p> <p>事業再生に取り組む企業（中小企業再生支援協議会の支援を受けて事業の再生を行う企業等）</p> <p>コロナ影響収束後の事業の発展又は維持に向けて民間金融機関等の協調支援が可能な企業（事業計画書を策定し、民間金融機関等の支援体制が構築（注1）されている方（注2））</p> <p>（注1）原則として融資後概ね1年以内に民間金融機関から出資、または融資による資金調達が見込まれることを言います。協調の割合に制約はありません。</p> <p>（注2）民間金融機関等からの協調支援を希望しない方等である場合は、経営革新等支援機関（認定支援機関）の経営支援を受けて事業計画書を策定する方が対象となります。</p>
-----	--

融資限度額	7,200万円（他の融資制度の残高とは別）既存の公庫融資の借換えは可能					
返済期間	5年1か月 / 7年 / 10年 / 15年 / 20年の中からいずれか 期限一括返済					
利率（年）	税引後 当期利益額	ご返済期間				
		5年1か月	7年	10年	15年	20年
	0円以上	2.60%	2.60%	2.60%	2.70%	2.95%
	0円未満	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%
<p>黒字でも当初3年間は0.50%を維持します 金利は特約に基づき、毎期決算ごとに見直しをします</p>						
担保・保証人	無担保・無保証人					
期限前弁済	融資後6年目以降、手数料ゼロで期限前弁済が可能です（従来の「資本性借入金」では期限前弁済は認められませんでした）					
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法的倒産時には償還順位が他のすべての債務に劣後します ・ 金融機関の資産査定において、自己資本とみなすことができます 					

2. 利用にあたっての留意点

まず、新型コロナウイルス感染症にかかる何らかの影響を受けていることをご確認下さい（売上高・利益の減少等の数値要件はありません）。

お申込みには原則として事業計画書及び資金繰り表の提出が必要ですが、過去、現状を踏まえ実現可能でコロナ収束後の業績改善が見込まれるものとなっていることが重要です。

コロナ資本性ローンを適用することによって民間金融機関からの継続支援を得られる等、このローンを利用することの資金効果が見込まれる案件に適しています。

金利も低く抑制され、期限前弁済が認められるなど、従来の資本性借入金に比べ格段に利用しやすくなったコロナ資本性ローンの利用を、この機会に検討してみたいはいかがでしょうか？

（担当：英和コンサルティング）



・ 新型コロナウイルスに関連して 労働者を休業させる場合の留意点

7月頃から従業員が新型コロナウイルスに感染してしまったがどうすれば？ 家族が感染して従業員が濃厚接触者となってしまったがどうすれば？ 従業員が発熱したがどうすれば？ こんな問い合わせがとて多くなりました。

御社は適切な対応をしてきましたか？改めて対応法を検討してみたいと思います。

Q&A



Q 1 . 労働者が新型コロナウイルスに感染したため休業させる場合、休業手当はどのようにすべきですか？

A 1 . 新型コロナウイルスに感染しており、都道府県知事が行う就業制限により労働者が休業する場合は、「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当しないため休業手当を支払う必要はありません。

社会保険に加入されている方であれば、傷病手当金が支給されます。具体的には、療養のために労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、直近12ヶ月の平均の標準報酬日額の3分の2について、傷病手当金により補償されます。会社で申請をしてください。

Q 2 . 新型コロナウイルスへの感染が疑われる方について、休業手当の支払いは必要ですか？

A 2 . 職務の継続が可能である方について、使用者の自主的判断で休業させる場合には、一般的に「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまり、休業手当を支払う必要があります。労働基準法第26条により、平均賃金の100分の60以上を支払うことが義務付けられています。新型コロナウイルス感染症休業支援金・給付金を検討してみましょう。

Q 3 . 労働者が発熱などの症状があるため自主的に休んでいます。休業手当の支払いは必要ですか？

A 3 . 新型コロナウイルスかどうかわからない時点で、発熱などの症状があるため労働者が自主的に休まれる場合は、通常の病欠と同様に取り扱っていただき、病気休暇としての会社の処理をします。

一方、例えば発熱などの症状があることのみをもって一律に労働者に休んでいただく措置をとる場合のように、使用者の自主的な判断で休業させる場合は、一般的には「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまり、休業手当を支払う必要があります。新型コロナウイルス感染症休業支援金・給付金を検討してみましょう。

Q 4 . 新型コロナウイルス感染症によって、事業の休止などを余儀なくされ、やむを得ず休業とする場合等にどのようなことに心がければよいのでしょうか？

A 4 . 今回の新型コロナウイルス感染症により、事業の休止などを余儀なくされた場合において、労働者を休業させるときには、労使がよく話し合って労働者の不利益を回避するように努力することが大切です。また、Q2と同様に労働基準法第26条が義務付けられています。条件が当てはまれば雇用調整助成金を申請してみましょう。

Q 5 . 新型コロナウイルスに感染している疑いのある労働者について、一律に年次有給休暇を取得したこととする取り扱い、労働基準法上問題はありますか。病気休暇を取得したこととする場合はどのようになりますか？

A 5 . 年次有給休暇は、原則として労働者の請求する時季に与えなければならないものなので、使用者が一方的に取得させることはできません。事業場で任意に設けられた病気休暇により対応する場合は、事業場の就業規則などの規程に照らし適切に取り扱ってください。

なお、使用者は、労働者が年次有給休暇を取得したことを理由として、賃金の減額その他不利益な取り扱いをしないようにしてください。

Q 6 . アルバイトやパートタイム労働者、派遣労働者、有期契約労働者などの方についても、休業手当の支払いや年次有給休暇の付与等は必要でしょうか？

A 6 . 労働基準法上の労働者であれば、アルバイトやパートタイム労働者、派遣労働者、有期契約労働者など、多様な働き方で働く方も含めて、休業手当の支払いや年次有給休暇付与が必要です。

法定外の休暇制度や手当を設ける場合、非正規雇用であることのみを理由に、一律に対象から除外することは、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保を目指し、改正されたパートタイム・有期雇用労働法及び労働者派遣法の規定に違反する可能性があります。

Q 7 . 新型コロナウイルス感染症で小学校、特別支援学校等の臨時休業に際して、企業にお勤めの方が子供の世話をするために休暇を取得する場合、どのような支援があるのでしょうか？

A 7 . 令和2年度に実施していた「小学校休業等対応助成金・支援金」制度が再開されます。令和3年8月1日以降12月31日までに取得した休暇を対象とする予定です。現在実施している「両立支援等助成金 育児休業等支援コース 新型コロナウイルス感染症対応特例」は、令和3年7月31日までに取得した休暇が対象となるものです。

この号が発刊される頃には、緊急事態宣言は解除されておりますが、まだまだコロナウイルスの影響は私たちの仕事・生活全般に影響を及ぼしていくことが予測されます。今後もしばらくは新型コロナウイルスに関する助成金・補助金についてお伝えしていくこととなると思います。

(担当：総務部)



・実質的支配者リストの保管・交付制度が始まります

商業登記所において株式会社等からの申出により、「実質的支配者」に関する情報を記載した書面を保管し、その写しを交付する制度が創設され、令和4年1月31日から運用開始となります。

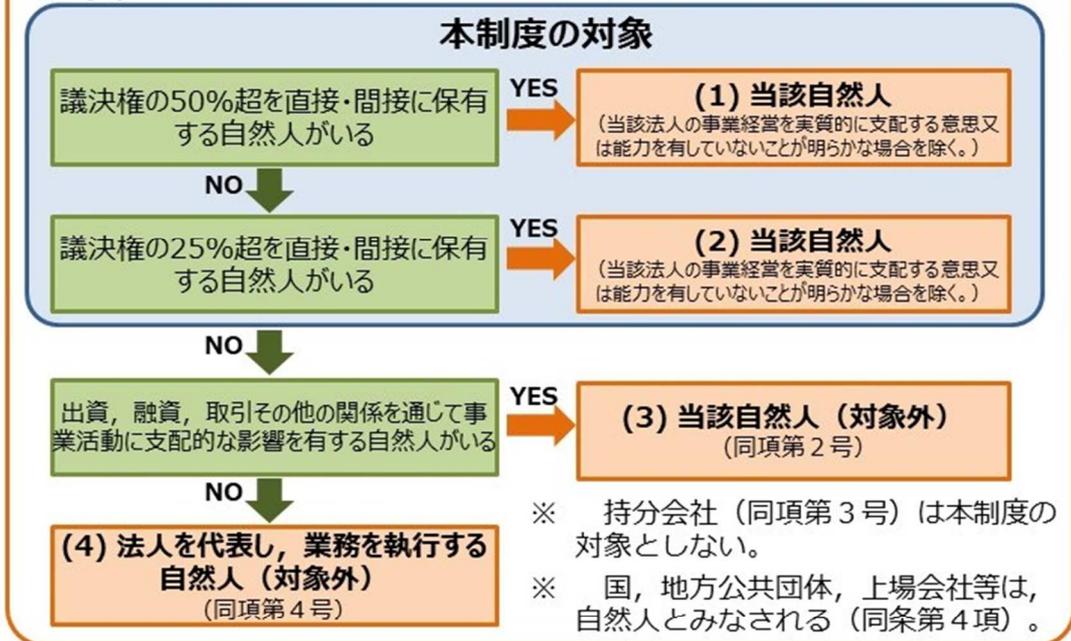
平成28年施行の「犯罪収益移転防止法」(以下、犯収法)に伴い、金融機関等においてこの「実質的支配者」の確認が必須となりました。こうした背景から金融機関等の要望により、法人の透明性を向上させ、資金洗浄(マネーロンダリング)等の目的による法人の悪用を防止することを目的とし制度化されました。(現時点では実質的支配者の申出を行うかどうかは会社の任意であり、**強制されるものではありません。**)

1. 対象となる実質的支配者とは

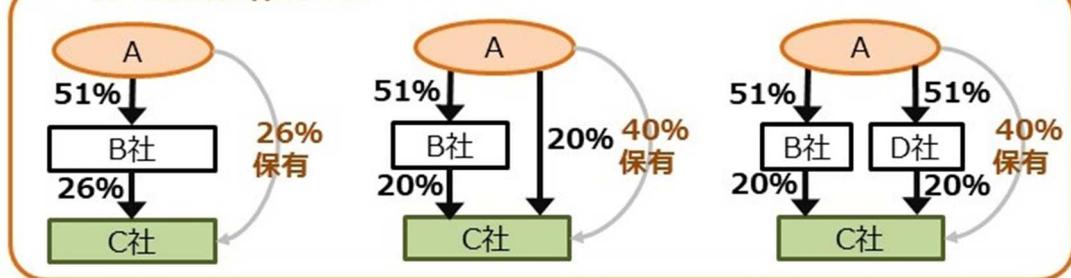
この制度が利用できる法人は、「資本多数決法人」で、対象となる実質的支配者は犯収法で定められた次の図表内(1)又は(2)のいずれかに該当する者です。

本制度の対象となる実質的支配者

以下の(1)から(4)までのB O該当事由（犯収規則第11条第2項）のうち、**(1)及び(2)（同項第1号）を対象とする。**



【参考】間接保有の例



2. 手続きの流れ

申 出	<p>リスト（実質的支配者情報一覧）の作成</p> <p>申出書（実質的支配者情報一覧の保管及び写し交付申出書）の作成</p> <p>添付書面 を用意する</p> <p>上記 ~ の提出</p> <p>提出先：会社本店所在地を管轄する法務局</p> <p>手数料：無料、郵送も可能</p>
確認・保管	登記官による確認とリストの保管
交付・利用	<p>登記官の認証付きリストの写しが交付される</p> <p>金融機関等へ提出する</p>
再交付	必要に応じ再交付も可能

様式及び添付書面につきましては、下記法務省HPよりご確認ください。

引用：法務省HP「実質的支配者情報リスト制度の創設」
(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00116.html)
(担当：総務部)



・私の履歴書（その10）

～ 父の相続と事業再生への初めての関与 ～ 所長 佐藤 英人

新事務所建設が平成8年11月末で終わりました。建設会社から引渡しを受け、12月の年末調整作業に支障が出ないように、向かいのセブンイレブンの2階にあった旧事務所からの引越しと30台のパソコンの所内LANの立上げが始まりました。父と母は、3階の会長室（現所長室）に荷物を運び込んで整理していたのですが、1週間位経った頃、父が「どうも息切れがして階段を上るのがきつい。ちょっと検査に行ってくる」と佐久厚生病院へ検査に行くと母と二人で出かけました。しかしそのまま検査入院となったと連絡がありました。



1. 父の死亡

1週間後、引越しが一段落したので見舞いに行くと、「知り合いが何人も入院していて、見舞いに回っているんだ」と病院内を闊歩しており、いたく元気でした。しかし看護師から病室の出口で「検査結果について主治医から話がある」と言われ、母と診察室に入ると、主治医から「このレントゲンを見ていただければわかるように、肺が真っ白になっています。肺胞上皮癌という厄介な癌で、手術も薬も効きません。余命2ヶ月です」との突然の宣告でした。タバコ好きであった父は、昔から軽い肺繊維症であることは毎年人間ドックで分っておりタバコはだいぶ前から止めてはいたのですが、前の人間ドックからわずか半年でここまで悪くなっているとは…。

「本人に告知しますか？」との医師の質問に、母は「あんなに元気なので告知はしないでください。少しでも長く穏やかに過ごさせたいので」と医者に懇願し、結局父は最後まで癌であることを知らずに、また宣告通り、1日の狂いもなく告知から2ヶ月後の2月19日の早朝に亡くなりました。

その間1ヶ月以上は生家がある西原に土地を取得し、私に建てさせた自宅の一室で自分が移築した庭を見ながら療養ができ、孫3人と正月の年越しも賑やかにでき、新事務所も見届けることができ、悔いは無かったと思います。享年71歳でした。

その間、武重医院の石淵医師に数日に一度の往診（感謝しております）を受け、丸山ワクチンや野菜ジュースなど効果があると言われる療法を妹が試みましたが、体調管理には効いたと思いますが、延命効果はありませんでした。父と同じ頃に呼吸器科に入院していた何人かの知り合いも前後して亡くなりましたので当時、肺癌は特に男性では不治の病でした。



2. 初めての事業再生への関与

父が諏訪税務署に勤務していた時に税務調査で親しくなった、カメラメーカーの「チノン」は当事務所では規模としては一番大きな関与先でした。父は税務署の退職後、その2年前の昭和37年に店頭上場していたチノンの監査役となり、数カ月に一度は車で所員に運転させて白樺湖を越えて諏訪の本社に出張していました。私が入社してからは私が運転手を務めることが多くなり、茅野社長の個人的な相続対策から、上場会社ならではの様々な税務と会計の相談・実行に父と一緒に携わっていました。財務諸表論の講師をしていた私がほぼ唯一その経験が発揮できる関与先であり、また独自ブランドの最終製品メーカーの宿命ともいえるジェットコースターのような経営危機と最高益を数回繰り返しましたので、様々な相談事があり経験を積むことが

できました。

父が入院した当時、チノンは一時、生産量世界トップクラスとなったフロッピーディスクドライブや、国内でのカメラの製造中止などで、平成8年3月公表決算では84億円の累積損失で債務超過となり、上場廃止の危機にありました。

海外子会社4法人の解散やコダックOEMのデジタルカメラ製造などで黒字に回復し、翌年の平成9年4月にはコダックからの支援と八十二銀行の債権放棄で経営再建が果たせるのですが、父の余命2ヶ月宣告がされたまさにその時に、チノンから相談があるので来てほしいとの電話がありました。

要件はコダックへの事業譲渡は東京のコンサル会社や監査法人などが進めていたのですが、コダックはデジカメ部門のみ引き継ぐということで、その他の工場と社員の雇用をどう守るのか？結果は確か6工場のうち本社工場とデジカメ部門の150人程度がコダックの傘下に、残りの450人と5工場で新会社を作ることになったようですが、そういったことを今後相談し、コダックと協議する都度の事前準備をする極少数のプロジェクトへの参加要請でした。それからほぼ2週間に一度くらいの間隔で、秘密保持のため私一人での出張が翌年4月の事業譲渡と新会社発足まで続きました。

3. 冬の白樺湖越えの出張

会議が終わって諏訪から小諸への峠の漆黒の帰り道に、たびたび頭をよぎったのは次のような事でした。



「母の思いで封印され、本人にも周辺にも相談もできない2ヶ月後には来る父の死。私の初めての経験となる葬儀の準備。4月の5人ほどの新規採用をはじめ、倍に増やした社員のこと。背負った大きな借金の返済のこと。人材と設備の思い切った**先行投資**ですので当然悪化するであろう**収支予想**。まだ**事業承継**が終わっておらず、3分の1程度は接触すらしていない関与先との関係。経営が悪化しはじめているほかの関与先のこと。今までは父と共同でしていた税務調査や税務職員との対応。などなど...」

5人の部課長をはじめ社員はよく新事務所立ち上げを支えてはくれましたが、事業承継と新事務所建設が同時という「**さなぎから脱皮したばかりの一番弱い時期**」に、父の傘の下から突然一人で放り出され、その責任と対応をどうすればよいか...父が亡くなるまでの2カ月間の冬の寒さの中、白樺湖を超えての3時間の車の往復。それまでは「後ろに父が乗っていて様々な相談ができたのに」と一人で運転しながら不安に襲われた「**心の感覚**」は寒さと暗闇との記憶と共に今でも思い出す、私の経営上の原点の一つです。

チノンの経営危機が起きた平成8～9年は、北海道拓殖銀行や山一証券が破綻した**金融危機**と、タイバーツの大暴落による**アジア通貨危機**が始まった時で、日本企業の経営が急速に悪化していく**先駆け**であり、当時は思ってもみなかった事業再生に私が携わるきっかけとなりました。

～ その11に続く ～



事務所カレンダー

この予定は変更する場合がございます

10月	1日(金)	会議・研修日
	2日(火)	会議・研修日
11月	27日(土)	営業日
	1日(水)	会議・研修日
12月	10日(金)	住民税納期特例納付期限 (6月~11月分)
	18日(土)	営業日
	29日(水)	反省会(AM)・大掃除(PM)
	30日(木) ~ 1月4日(火) 年末年始休業	

毎日の朝礼	8:45 ~ 9:00
会議・研修日	・会議：午前9:30 ~ 11:00頃まで ・研修：午後1:00 ~ 4:30頃まで

朝礼中、会議中、研修中は原則として電話をお取次ぎ出来ませんが、
終了後直ちにご連絡させていただきますのでご了承ください。なお、緊急の場合はお知らせください。

編集後記

今年の事務所ニュース2月号編集後記でもご紹介しました、本誌表紙の砂のアマビエ、その後見に行かれた方はいらっしゃるでしょうか。

私は東御市在住で、早朝散歩の目的として市内に設置されているアマビエを見るのを楽しみに子供と歩いて回りました。どれも精工な作りで、設置場所によって大きさや手に持っている物・表情が違い、とても楽しませて頂きました。材料となっている砂ですが、2019年の台風19号災害で東御市北御牧庁舎脇に堆積した、鹿曲川の土砂を使用しているそうです。コンポストに砂を入れ、足で踏み固めては砂を入れ...という作業を繰り返し、固まったところでヘラなどを使い削っていく制作過程がYouTubeにアップされています。気になった方や直接見に行くのは難しいという方は是非ご覧ください。自然災害と疫病を乗り越えようという願いが込められているのかな、と個人的に解釈しとても感慨深く思いました。

未だ終息しない新型コロナウイルス、また台風が多いこの時期に今できる備えや対策を再確認・徹底し日々過ごしていきたいと思えます。

